

| 訴訟の略称 | 事件番号 | 請求金額 | 訴訟の概要 |
|----------------------|--|------|--|
| | | | 主張し、名誉毀損・プライバシー侵害を理由に損害賠償を請求したものの。 |
| 予防接種損害賠償請求事件 | 福島地裁いわき支部平成 15 年(ワ)第 72 号 | 89 | 種痘の予防接種を受け、障害になったことに対して、国、都、市に損害賠償を請求したもの。 |
| C J D 訴訟 | 東京地裁平成 13 年(ワ)第 23774 号 外 14 件 | 89 | ヒト乾燥硬膜の移植を受けて、クロイツ・ヤコブ病に罹患したとして損害賠償を請求したもの。平成 14 年 3 月 25 日基本和解合意。 |
| 手術・診療治療に対する医療訴訟 | 長野地裁佐久支部平成 18 年(ワ)第 145 号 | 81 | ムコ多糖症患者の大腸癌手術に際し、挿管困難により呼吸停止となり、その後死亡したことについて、麻醉方法の選択や気道確保のための適切な措置を怠った過失等があるとして損害賠償を請求したもの。 |
| 手術・診療治療に対する医療訴訟 | 横浜地裁平成 18 年(ワ)第 2129 号 | 80 | 患者が肝不全等で死亡したのは、肝転移した平滑筋肉腫の摘出術時に肝静脈を損傷したことにより大量出血を来したためであるとして、患者の遺族が損害賠償を請求したもの。 |
| 手術・診療治療に対する医療訴訟 | 千葉地裁平成 18 年(ワ)第 2787 号 | 80 | 口腔ケアの最中にチアノーゼ状態となり、その後患者が死亡したことについて、ケアに使用した水のために窒息したものであるとして損害賠償を請求したもの。 |
| H I V 訴訟 | 東京地裁平成 13 年(ワ)第 9542 号 大阪地裁平成 16 年(ワ)第 7841 号 東京地裁平成 17 年(ワ)第 18273 号 東京地裁平成 17 年(ワ)第 22362 号 | 74 | 血友病治療薬である血液凝固因子製剤の使用によりヒト免疫不全ウイルス(HIV)に感染したとして損害賠償を請求したもの。平成 8 年 3 月 29 日基本和解合意。 |
| 手術・診療治療に対する医療訴訟 | 東京地裁平成 16 年(ワ)第 8109 号 | 61 | 肝切除術の結果、悪性は否定的であり、術中に肝動脈を損傷したため止血が困難となり死亡に至ったとして、患者の遺族が損害賠償を請求したもの。 |
| 障害年金却下裁定処分取消等請求事件 | 最高裁判所平成 19 年(行ツ)第 57 号 最高裁判所平成 19 年(行ヒ)第 55 号 | 60 | 障害年金請求却下裁定処分却下取消請求及び広報義務を怠ったことについての国家賠償を請求したもの。現在原告は最高裁判所に上告している。 |
| 手術・診療治療に対する医療訴訟 | 大阪地裁平成 17 年(ワ)第 3810 号 | 59 | 先天性心疾患の患者が海外で心臓移植を受けられずに死亡したのは、CT 検査を実施しなかつたためであるとして、患者の遺族が損害賠償を請求したもの。 |
| 手術・診療治療に対する医療訴訟 | 大阪地裁平成 15 年(ワ)第 8623 号 大阪高裁平成 16 年(ネ)第 6 号 | 47 | 大動脈弁置換術後に MRSA に罹患させられたとして、患者が損害賠償を請求したもの。 |
| 損害賠償等請求控訴事件(横浜たばこ訴訟) | 横浜地裁平成 17 年(ワ)第 141 号 | 33 | たばこによる健康被害について、国及びたばこ販売社等が適切な処置を怠ったとして損害賠償を請求したもの。 (※金額は合計額であり、厚生労働省分の訴訟額は不明) |
| 損害賠償請求事件 | 大阪地裁平成 17 年(行ワ)第 80 号 | 12 | 国家公務員災害保障を受ける地位にあることの確認等を請求したもの。 |
| 損害賠償請求事件 | 東京地裁平成 17 年(ワ)第 15860 号 | 12 | 電話ボックスの設置管理の瑕疵によりアキレス腱を不全断裂したとし |

| 訴訟の略称 | 事件番号 | 請求金額 | 訴訟の概要 |
|-----------------|---------------------|--------|--|
| | | | て、患者が損害賠償を請求したもの。 |
| 手術・診療治療に対する医療訴訟 | 東京地裁平成17年(ワ)第16308号 | 9 | 検査が不充分であったため骨転移と誤診して抗癌剤治療を怠り乳癌の進行を招いたとして、患者が損害賠償を請求したもの。 |
| その他5件 | | 24 | |
| 合計 | | 91,808 | |

(注) 訴訟の見込みに関わらず、全ての訴訟額を記載している。

4. 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越 62,768百万円

(2) 国庫債務負担行為による負担額

(単位：百万円)

| 事項 | 翌年度以降への繰越債務額 |
|-------------------------|--------------|
| 財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担 | 204,827 |

5. 追加情報

(1) 合算する特別会計

省庁別財務書類においては、以下の特別会計を合算している。

| | | |
|------------------|--------------------|------------------|
| 厚生保険特別会計 | ①健康勘定 ②年金勘定 | ③児童手当勘定 ④業務勘定 |
| 国民年金特別会計 | ①基礎年金勘定 ②国民年金勘定 | ③福祉年金勘定 ④業務勘定 |
| 労働保険特別会計 | ①労災勘定 ②雇用勘定 | ③徴収勘定 |
| 船員保険特別会計 | | |
| 国立高度専門医療センター特別会計 | | |

(2) 出納整理期間

出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(3) 貸倒引当金を計上している債権のうち、徴収の可能性について重大な懸念があると認められるもの

| | |
|-------|---|
| 債 権 名 | 病院等療養費債権 |
| 金 額 | 221百万円 |
| 懸念の内容 | 発生した債権については督促を行い、また、現在においては、発生防止の対策も積極的に行っているが、発生事由として「生活困窮」及び「行方不明」等の未収金が多く、今後も増大することが懸念される。 |

(4) 責任準備金の算出方法

責任準備金については、翌年度以降の労災年金給付に必要と見込まれる額を下記の計算方法により算出している。

翌年度以降各年度の年金受給者×労災年金単価×スライド率×(1／現価率)

(5) 財政法第44条の資金

| 資金名 | 根拠法令 | 内 容 |
|------------|--------------------------|---|
| 事業運営安定資金 | 厚生保険特別会計法第7条 | 政府管掌健康保険の収支の中期的均衡を確保しつつ、事業の運営の安定化を図るために設置 |
| 積立金 | 厚生保険特別会計法第8条 | 将来の給付の財源となるもの |
| 積立金 | 厚生保険特別会計法第8条の2 | 決算上の剩余金を積み立てるために設置 |
| 特別保健福祉事業資金 | 厚生保険特別会計法附則第19条 | 一般会計からの繰入金を原資として運用を行い、運用益をもって特別保健福祉事業を行うために設置 |
| 積立金 | 船員保険特別会計法第15条 | 決算上の剩余金を積み立てるために設置 |
| 積立金 | 国民年金特別会計法第12条 | 将来の給付費の財源となるもの |
| 積立金 | 労働保険特別会計法(旧法)第18条 | 労災年金受給者への将来の労災年金給付費用に充てる原資(責任準備金)である |
| 雇用安定資金 | 労働保険特別会計法(旧法)第8条の2 | 雇用安定事業費に要する財源を確保し、事業を効率的に実施するために設置 |
| 積立金 | 労働保険特別会計法(旧法)第18条及び第19条 | 失業等給付に要する財源とするものである |
| 積立金 | 国立高度専門医療センター特別会計法第16条第1項 | 決算上の剩余金を積み立てるために設置 |

(6) 業務費用計算書における収益の計上

①国民年金特別会計において以下の収益を計上している。

・資産処分損益 306百万円

②労働保険特別会計において以下の収益を計上している。

・退職給付引当金繰入額 786百万円

・責任準備金戻入額 21,228百万円

・資産処分損益 1,836百万円

③国立高度専門医療センター特別会計において以下の収益を計上している。

・貸倒引当金戻入額 41百万円